

「小笠原諸島」に関する IUCN 評価結果及び勧告の概要について

1. 世界遺産一覧表への記載の可否

世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告は以下の3種類に区分されており、「小笠原諸島」については、「記載」の勧告がなされた。

勧告内容	記載の可否に関する諮問機関の勧告の種類
○	「記載」(inscription)
	「不記載」(not recommended for inscription)
	「情報照会」(referral) または「記載延期」(deferral)

2. 記載基準への適合

自然遺産の記載基準のうち、以下に合致することが認められた。

記載基準	評価の内容
ix 生態系	小笠原諸島においては、固有種が多いことと適応放散の証拠の多いことの両方が、他の進化過程を示す資産とは異なっている。その小面積を考慮すると、小笠原諸島は陸貝と維管束植物において例外的に高い固有率を示している。

3. 完全性

世界遺産としての価値を構成するために必要な要素の全てが推薦区域内に入っており、それらがなるべく人為的な影響を受けていないことを求める「完全性」に関して、以下のような評価・指摘がなされた。

- 境界線は遺産の主要な価値を包含している。
- 小笠原国立公園がバッファーゾーンとしての機能を果たしている。
- 海洋の保護区が部分的に含まれており、陸域と海域の境界部分の効果的な管理に寄与している
- 侵略的外来種の影響等がすでに諸島の多くの地域で見られる。
- 新たな外来種の侵入に対して継続的な注意が必要。
- 利用者のアクセスと外来種の侵入の管理が諸島の保全のために決定的に重要。

4. 保全管理

世界遺産としての価値を長期にわたって維持するための、法的な措置や包括的な仕組みを求める「保全管理」に関して、以下のような評価・指摘がなされた。

- 推薦地の大部分は国有林である。
- 推薦地は3機関が管轄する5種の保護区のいずれか（国立公園、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区、森林生態系保護地域、天然記念物）に指定されており、バッファーゾーンとしての機能を有する国立公園に囲まれている。
- 関係機関により策定された管理計画とアクションプランは、推薦地だけではなく船舶航路上の取組も含めて管理の対象としており、外来種の侵入防止など重要な事項を取り扱っている。
- 資産の管理上、研究者、管理者、地域の強い連携がみられ、特に科学委員会が順応的な保全管理に果たす役割は賞賛できる。
- 保全管理上の成果、高いレベルの地域参加、多様な機関の連携、推薦過程において海域の推薦地を拡大したことを賞賛する。
- 侵略的な外来種対策への努力を続けることを要請する。

5. その他の勧告事項

- 大規模なインフラ整備について厳格な事前の環境影響評価を実施することを要請する。
- より効果的な管理を行えるようにし、海洋と陸域の生態系の連続性を高めるために、海域の保護区の拡大を検討するよう促す。
- 気候変動の影響の評価と適応のための研究モニタリング計画の策定を促す。
- 予期される利用者の増大について、注意深いツーリズムの管理ができるよう促す。
- 利用者による影響を管理するための規制措置と奨励措置を確保するよう促す。